どこよりも電気 プラン約款

【従量電灯】

中国電力ネットワークサービスエリア 2023 年 10 月 1 日実施

目 次

1	適用	. 3
2	契約種別	. 3
3	従量電灯	. 3
4	燃料費調整	. 5
5	離島ユニバーサルサービス調整	. 8
別	」表(電気料金単価)	11

1 適用

- (1) どこよりも電気プラン約款 【従量電灯】(以下「契約プラン約款」といいます。) は、株式会社 Wiz (以下「当社」といいます。) がどこよりも電気 電気供給約款 [低圧] (個人) (中国電力ネットワークサービスエリア) (以下「電気供給約款」といいます。) にもとづき、小売電気事業者であるサミットエナジー株式会社(以下「サミットエナジー」といいます。) の取次として、個人(個人事業主を含みます。) の低圧需要に対して電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。
- (2) 契約プラン約款にて使用される用語は別途定義される場合を除き電気供給約款にて 定めた意味で使用するものといたします。
- (3) 契約プラン約款に定めのない事項については、電気供給約款に準ずるものといたします。
- (4) 契約プラン約款に定める基本料金、電力量料金、燃料費調整、および離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

2 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) プランA
- (2) プランB
- (3) プランC

3 従量電灯

(1) プランA・プランB・プランC 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」 といいます。)が6キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流 単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上や むをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式 標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき別表(電気料金単価)によって算定され

た金額および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、4 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、4 (燃料費調整) (1) によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、4 (燃料費調整) (1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300 円を下回る場合は、5 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、5 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、5 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300 円を上回る場合は、5 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、5 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300 円を上回る場合は、5 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島

ホ その他

当社または一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) プランA・プランB・プランC 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給約款別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表2(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(p) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要 に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、4 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、4 (燃料費調整) (1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、4 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、4 (燃料費調整) (1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、5 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、5 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、5 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、5 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、5 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、5 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき別表(電気料金単価)のとおりといたします。ただし、 まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により別表(電気料金単価)にもとづき 算定いたします。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量お

よび価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五 入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.0406$

 $\beta = 0.0992$

 $\gamma = 1.1994$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、 1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

燃料費 =
$$(80,300 \, \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \, \text{の基準単価}}{1,000}$$

(p) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

燃料費 = (平均燃料価格
$$-80,300$$
円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合 平均燃料価格は、120,500 円といたします。

燃料費
$$= (120,500 円 - 80,300 円) \times \frac{(2) の基準単価}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、 その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気 に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用 期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期	その年の5月の検針日から6月の検針日の
間	前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期	その年の6月の検針日から7月の検針日の
間	前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期	その年の7月の検針日から8月の検針日の
間	前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期	その年の8月の検針日から9月の検針日の
間	前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日
間	の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日
間	の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日
間	の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の
期間	検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前
期間	日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前
期間	日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前
までの期間	日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日	翌年の4月の検針日から5月の
までの期間(翌年が閏年となる場合	検針日の前日までの期間
は、翌年の2月29日までの期間)	

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aのお客さまについては、最低料金 適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低 料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 従量電灯A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21 銭 2 厘

口 従量電灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21 銭 2 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社が設定したお客さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載いたします。

5 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサル調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四 捨五入いたします。

離島平均燃料価格=A×α

A=各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 $\alpha=1.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定 された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数 点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合離島ユニバーサルサービス調整単価

= (79,300 円 - 離島平均燃料価格) × (2)の離島基準単価 1,000

(p)1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

= (離島平均燃料価格-79,300円) × (2)の離島基準単価 1,000

(ハ)1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

= (119,000 円-79,300 円) × (2)の離島基準単価 1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用 期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期
	間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の
	前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の
	前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の
	前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の
	前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日
	の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日
	の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日
	の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の
	検針日の前日までの期間

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前
	日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前
	日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前
の期間	日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日まで	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前
の期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の	日までの期間
2月29日までの期間)	

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示

当社は、(1) イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、および(1) ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社が設定したお客さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載いたします。

別表 電気料金単価

2. 契約種別 (1) (2) (3) 各プランの最低料金、基本料金、電力量料金単価および最低 月額料金は、次のとおりといたします。

(1) プランA

イ 従量電灯A

(イ) 最低料金

1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	689円43銭
------------------------	---------

(中) 電力量料金

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの	38円62銭
1キロワット時につき	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロ	38円62銭
ワット時につき	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38円62銭

口 従量電灯B

(イ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	401円20銭
-------------------	---------

(中) 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	36円12銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの	36円12銭
1キロワット時につき	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円12銭

(2) プランB

イ 従量電灯A

(イ) 最低料金

1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	612円67銭
------------------------	---------

(中) 電力量料金

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの	32円83銭
1キロワット時につき	

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロ	39円51銭
ワット時につき	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円63銭

口 従量電灯B

(イ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき 331月

(1) 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円14銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの	36円23銭
1キロワット時につき	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38円10銭

(3) プランC

イ 従量電灯A

(イ) 最低料金

1契約につき 0円

(ロ) 電力量料金

1キロワット時につき	38円87銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

1契約につき	0円
--------	----

口 従量電灯B

(イ) 基本料金

1契約につき	0円
--------	----

(ロ) 電力量料金

1キロワット時につき	39円87銭
------------	--------